

給実甲第1289号

令和3年12月1日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
34 規則第5条、第6条、第11条 及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。 一・二 （略） 三 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間（休職にされていた期間を除く。）及び介護休暇又は規則15—15（非常勤職員の勤務時	34 規則第5条、第6条、第11条 及び第12条の期間の計算については、次に定めるところによる。 一・二 （略） 三 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間（休職にされていた期間を除く。）及び介護休暇又は規則15—15（非常勤職員の勤務時

間及び休暇) 第4条第2項第4号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間並びに規則第11条第2項第9号及び第10号に定める30日を計算する場合は、次による。

(1)・(2) (略)

四～六 (略)

間及び休暇) 第4条第2項第6号の休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間並びに規則第11条第2項第9号及び第10号に定める30日を計算する場合は、次による。

(1)・(2) (略)

四～六 (略)

以 上